

## 日本臨床歯科補綴学会認定専門医・専門歯科技工士制度規程

### 第1章 総 則

- 第1条 本制度は、歯科補綴臨床のための専門的知識と経験を有する歯科医師・歯科技工士を養成するとともに歯科治療の質を向上させて国民の健康に寄与することを目的とする。
- 第2条 前項の目的を達成するため、日本臨床歯科補綴学会（以下「学会」という）は、日本臨床歯科補綴学会認定専門医（以下「専門医」）、日本臨床歯科補綴学会認定専門歯科技工士（以下「専門歯科技工士」）の制度を設け、専門医・専門歯科技工士制度の実施に必要な事業を行う。
- 第3条 本学会は専門医・専門歯科技工士を育成するため、日本臨床歯科補綴学会認定指導医（以下「指導医」）、日本臨床歯科補綴学会認定指導歯科技工士（以下「指導歯科技工士」）の制度を設け、指導医・指導歯科技工士制度の実施に必要な事業を行う。

### 第2章 専門医・専門歯科技工士の申請資格

- 第4条 専門医・専門歯科技工士の申請は、次の各号を満たす者に限られる。
- (1) 日本国歯科医師免許、日本国歯科技工士免許を有すること。
  - (2) 本学会が後援する日本臨床歯科補綴研修会「基本8ヶ月コース」の全課程を受講していること。
  - (3) 日本臨床歯科補綴研修会「基本8ヶ月コース」を初回の新規受講終了後に、認定審査直近1年間のオブザーバー登録を行って「基本8ヶ月コース」を適宜オブザーバー受講していること。
  - (4) 認定審査直近2年以上、引き続き学会の会員歴を有すること。
  - (5) 学会の総会、学術大会に直近の3年以内に2回以上参加していること。
  - (6) 別に定める所定の実績（規定ポイント実績）を有すること。
- 2 前項の規程にかかわらず、本学会専門医・専門歯科技工士認定委員会の審議を経て、理事会の承認が得られた者。

### 第3章 専門医・専門歯科技工士の申請および認定

- 第5条 専門医・専門歯科技工士の認定審査を申請する者は、専門医・専門歯科技工士審査料を添えて、次の各項に定める申請書類一式を認定委員会に提出しなければならない。専門医・専門歯科技工士審査料は別に定める。
- (1) 日本国歯科医師免許（写）、日本国歯科技工士免許（写）
  - (2) 専門医・専門歯科技工士認定審査申請書
  - (3) 履歴書
  - (4) 学会年会費納入証明書

- ( 5 ) 日本臨床歯科補綴研修会「基本 8 ケ月コース」受講認定証 ( 写 )
- ( 6 ) 日本臨床歯科補綴研修会「基本 8 ケ月コース」オブザーバー受講証明書 ( 規定ポイント実績 )
- ( 7 ) 臨床ケース、3 症例の提出

第 6 条 第 5 条に定める申請書類一式に基づいて、第 6 章に定める認定委員会が資格審査を行う。資格審査は、筆記試験と口頭発表審査とし、口頭発表審査では口頭試問を行う。  
第 5 条 ( 5 ) 規定ポイント、( 7 ) の臨床ケースについての詳細は別に定める。

第 7 条 認定審査に合格して、専門医・専門歯科技工士登録料を納付した者に対して、専門医・専門歯科技工士資格認定証を交付する。専門医・専門歯科技工士登録料は別に定める。

第 8 条 専門医・専門歯科技工士の有効期間は認定した期日から 3 年経過後の 3 月 31 日までとする。更新を希望する者は第 5 章に定める審査を受けなければならない。

#### 第 4 章 専門医・専門歯科技工士の資格喪失

第 9 条 専門医・専門歯科技工士は、次のいずれかに該当する場合、認定委員会の審議を経て、理事会の承認により、その資格を喪失する。

- ( 1 ) 本人が資格の辞退を申し出た場合
- ( 2 ) 歯科医師・歯科技工士免許を喪失した場合
- ( 3 ) 学会会員の資格を喪失した場合
- ( 4 ) 更新の手続きを行わなかった場合
- ( 5 ) 専門医・専門歯科技工士として不適格と認められた場合

#### 第 5 章 専門医・専門歯科技工士の資格更新

第 10 条 専門医・専門歯科技工士の資格更新を希望する者は、専門医・専門歯科技工士資格更新審査料を添えて、次の各項に定める申請書類一式を認定委員会に提出しなければならない。専門医・専門歯科技工士資格更新審査料は別に定める。

- ( 1 ) 専門医・専門歯科技工士資格更新申請書
- ( 2 ) 学会年会費納入証明書
- ( 3 ) 登録以降の学会総会・学術大会への 1 回以上の参加証明書
- ( 4 ) 登録以降直近 3 年間の日本臨床歯科補綴研修会「基本 8 ケ月コース」のオブザーバー登録記録
- ( 5 ) 別に定める所定の実績 ( 規定ポイント実績 )

第 11 条 第 10 条に定める専門医・専門歯科技工士の資格更新の申請書類一式に基づいて、第 6 章に定める認定委員会が資格審査を行う。

第 10 条 ( 5 ) の詳細は別に定める。

## 第6章 認定委員会

第12条 第1条の目的達成のために必要な事項を審議する認定委員会を置く。

第13条 認定委員は、会長、副会長、事業担当理事、事務局担当理事、財務担当理事、顧問を含む定数10名以内とし、理事会で承認する。

第14条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

## 第7章 専門医・専門歯科技工士制度に関する経過措置

第15条 専門医・専門歯科技工士制度施行年から3年間においては、以下の各号の全てを満たす者に限り、専門医・専門歯科技工士の申請ができるものとする。

(1) 認定審査申請時に、直近の1年以上の学会歴があり、直近の引き続き2年以上のオブザーバー登録を行っている者(学会年会費納入証明書の提出)

(2) 認定委員会での資格審査において、適格性の判定を受けた者

## 第8章 指導医・指導歯科技工士の認定と更新

第16条 本学会は、所定の実績(研修実績および臨床実績、論文実績等)を修め、認定委員会で審議し、理事会の承認が得られた者を指導医・指導歯科技工士に指名し、認定する。

第17条 指導医・指導歯科技工士の認定を受けた者は、別に定める指導医・指導歯科技工士登録料を納付する。

第18条 指導医・指導歯科技工士の資格更新を希望する者は、認定委員会での資格審査を受け、合格した者は、別に定める指導医・指導歯科技工士資格更新審査・登録料を納め、更新される。

第19条 指導医・指導歯科技工士の有効期間は認定した期日から3年経過後の3月31日までとする。

## 第9章 指導医・指導歯科技工士の資格喪失

第20条 指導医・指導歯科技工士は、次のいずれかに該当する場合、認定委員会の審議を経て、理事会の承認により、その資格を喪失する。

(1) 本人が資格の辞退を申し出た場合

(2) 歯科医師・歯科技工士免許を喪失した場合

(3) 学会会員の資格を喪失した場合

(4) 更新の手続きを行わなかった場合

(5) 理事会で指導医・指導歯科技工士として不適格と認められた場合

## 第10章 補 則

第21条 専門医・専門歯科技工士認定委員会の決定に疑義のある者は理事会に申し立てることができる。

第22条 この規程の改定については、理事会の承認を必要とする。

第23条 この規程の施行についての細則は別に定める。

付 則

- 1、この規程は、2017年4月1日より施行する。
- 2、この規程は、2018年4月1日より一部改正する。